

議 事 日 程

開議日時 令和7年6月6日(金)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 議第82号 令和7年度京都市一般会計補正予算(予算特別委員長報告)
- 第3 議第71号、議第78号及び議第81号 京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について ほか2件
(総務消防委員長報告)
- 第4 議第74号 京都市北部クリーンセンター改修工事(プラント設備工事)請負契約の締結について(環境福祉委員長報告)
- 第5 議第79号及び議第80号 訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について ほか1件(文教はぐくみ委員長報告)
- 第6 議第72号、議第73号及び議第75号ないし議第77号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか4件(まちづくり委員長報告)
- 第7 議第85号 京都市教育委員会委員の任命について
- 第8 諮第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第9 諮第2号 人権擁護委員の推薦について
- 第10 諮第3号 人権擁護委員の推薦について
- 第11 京都府後期高齢者医療広域連合の議会の議員の補欠選挙
- 第12 市会運営委員の補欠選任
- 第13 市会議第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について
- 第14 市会議第3号 国民健康保険制度に係る財政支援の拡充等を求める意見書の提出について
- 第15 市会議第4号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- 第16 市会議第5号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 第17 市会議第6号 米国「トランプ関税」撤回と中小企業等支援策拡充を求める意見書の提出について
- 第18 市会議第7号 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出について
- 第19 市会議第8号 コメの価格高騰対策と安定供給に向けた農政改革を求める意見書の提出について
- 第20 市会議第9号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書の提出について
- 第21 市会議第10号 観光課題及び観光客受入環境整備に係る意見書の提出について
- 第22 市会議第11号 国際観光旅客税収の地方自治体への配分を求める意見書の提出について
- 第23 市会議第12号 消費税減税の議論の加速と地方財政への影響回避を求める意見書の提出について
- 第24 市会議第13号 消費税を緊急に一律5%に引き下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について
- 第25 市会議第14号 日本学術会議の法人化法案に反対する意見書の提出について
- 第26 市会議第15号 医療危機を更に深刻にする病床削減方針の撤回を求める意見書の提出について
- 第27 市会議第16号 沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める決議について
- 第28 市会議第17号 京都と沖縄の絆を次世代に伝え平和社会の実現を目指す決議について
- 第29 市会議第18号 北陸新幹線の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議について
- 第30 市会議第19号 北陸新幹線延伸計画に係る国等の適切な対応を求める決議について

~~~~~  
〔午前10時開議〕

**議長(下村あきら)** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。久保田正紀議員と片桐直哉議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長(下村あきら) この場合、議長から御報告申し上げます。

昨日、森かれん議員から、市会運営委員の辞任願が提出されましたので、本日、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において許可いたしました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会副議長から、同広域連合議会議員の欠員に伴う選出の依頼が参

っております。

次に、市長から、令和6年度の繰越明許費及び事故繰越しの繰越計算書並びに水道事業、公共下水道事業、高速鉄道事業及び自動車運送事業の各特別会計予算の繰越計算書が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付しておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程に入ります。

日程第1、**陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました陳情604件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第2、**議第82号令和7年度京都市一般会計補正予算**を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、森田守議員。

〔森田予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（森田守） 本委員会に付託されました議第82号令和7年度京都市一般会計補正予算につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、5月27日の本会議で付託を受け、29日に、第1小委員会では、行財政局及び保健福祉局に対して、第2小委員会では、建設局に対してそれぞれ質疑を行い、6月3日に各小委員会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、元ラクト健康・文化館の有効活用に係る整備構想の策定や、新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施、新型コロナウイルスワクチン臨時接種の受託事業者による不正請求に伴う国庫返還金に要する経費として、計14億8,800万円を補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、補正予算全般に関しては、今回の補正予算の編成に当たり物価高騰対策を計上していないことについての考え、今回の補正予算とは別に今後財政調整基金を物価高騰対策に活用していく考え、今般国から示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し今後物価高騰対策を検討する考え、物価高騰対策を検討するに当たっては本市の財政状況を踏まえる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチンの定期接種の実施に関しては、自己負担額の設定に当たっての考え方、必要な方がワクチンを接種できるよう国の責任で自己負担額を軽減する必要性、広報費用と自己負担額の補助のいずれがより接種率向上に資するか比較検討すべきであったとの指摘、ワクチン接種率が予算額の算定根拠である10パーセントを超えた場合であっても希望された全ての方に接種する方針の確認などについて質疑や御意見がありました。

このほか、新型コロナウイルスワクチン臨時接種の受託事業者による不正請求に伴う国庫返還金に関しては、同様の不正請求等を繰り返す事業者の参入防止策を検討する必要性、今回の不正請求事案を踏まえ委託業務の請求額の精査及び履行確認のチェック体制を構築し全庁的に運用する必要性、不適切な公金の取扱いに対する厳格な対処方法を研究する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、元ラクト健康・文化館の有効活用に係る整備構想の策定に関しては、補正予算額の積算根拠及び他都市や過去の類似事例を踏まえた妥当性の検証、図書館と子供の屋内遊び場が併設されることで想定される相乗効果、誰でも利用できるよう子供の屋内遊び場の利用料を無料又は低廉な価格に設定する必要性、子供の屋内遊び場の維持管理費の財源をネーミングライツなどにより捻出する方法を検討する必要性、教育委員会所管の新しい図書館整備構想を策定するリブ・ラボプロジェクトと今回の整備構想との関係性、今回の整備構想の目玉を図書館と位置付けるのであればリブ・ラボプロジェクトとの連携を検討すべきとの指摘、幅広い世代の利用促進に向けて会議やイベント等ができるスペース等を確保する必要性、公共施設の整備に当たっては市職員がその豊富な経験や能力をいかし委託せずに整備構想を策定すべきとの指摘、建設局、教育委員会、子ども若者はぐくみ局が区役所等とも連携して地域の声も拾い上げ、よりよい施設となるよう取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラム、改新京都の各議員団及び無所属4名の委員は原案に賛成し、公明党及び改新京都の各議員団はそれぞれ1個の付帯決議を付すとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただいまお手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、1個の付帯決議を付し、また会派の意見として1個の意見を委員長報告の中で申し述べることに決定した次第であります。

以下、これらについて順次申し上げます。

まず付帯決議についてであります。

議第82号に対する付帯決議

元ラクト健康・文化館の有効活用に係る整備構想の策定に当たっては、多様な利用者にとって使いやすく、魅力的な施設となるよう、その利用実態やニーズを的確に把握するとともに、多世代に広く市民意見を聴取し、丁寧な検討を重ねながら進めること。

次に、委員長報告の中で申し述べることに決定した会派の意見を申し上げます。

議第82号に対する改新京都の意見

元ラクト健康・文化館の再整備にあつては、本市財政及び施設の持続可能性に鑑み、事業採算性をおざなりにしてはならない。他方で、無料もしくは低廉な価格であるべき屋内型子供の遊び場と図書館機能に採算性を求めては、多くの市民に喜ばれる施設となり得ない。本予算の効果を最大限発揮すべく民間の知恵と活力が十分にいかされるよう、現在の方針に固執せず、柔軟に構想策定を進めること。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。河村諒議員。

〔河村諒議員登壇（拍手）〕

河村諒議員 維新・京都・国民市会議員団は、議第82号令和7年度一般会計補正予算に賛成の態度を表明しておりますので、議員団を代表して討論いたします。

まず、元ラクト健康・文化館の有効活用に係る構想の策定についてです。かねてから早期の活用を熱望されてきた当該施設において、その方向性が決まりつつあることは当会派としても喜ばしく感じております。しかしながら、本件に当たりまして、以下に挙げるとおり四つの懸念があり、構想の具体化に当たりまして、これらの事項にくれぐれも御留意いただきますよう強くお願い申し上げます。

一つ目は、3,300万円という予算規模についてです。今回の予算額が決定する過程において、相応の能力を有した複数の民間事業者に見積りを取ったということですが、本市において同様の事例が過去になく、この度の3,300万円という額が適切かどうかを測る相場が存在しないという答弁がありました。今後、調査・構想を依頼する事業者は公募やプロポーザルなどを経て決定し、その後、詳細な必要額が決まるとのことですが、本市のみならず他都市の事例であったり業界の動向を調査したりして、支出される公金が適正な額になるよう、引き続き御尽力いただくことを求めます。

二つ目は、活用の具体例として挙げられている子供の遊び場の利用料金についてです。健康・文化館跡地は年額2,500万円前後の管理運営費が掛かり、以前までは指定管理を受けた業者がそれらを負担しておりました。今後、併設するとしている図書館の維持費用は法令に従い京都市が負担するであろうものの、管理運営費を含めたランニングコストが低廉であるべき遊び場の利用料金に転嫁されないよう、十分協議を進める必要があります。

三つ目は、山科駅周辺の人流と回遊性の向上についてです。元ラクト健康・文化会館の近隣には、京都市が運営元であるアスニー山科をはじめ証明書発行コーナーや駐車場などがあり、それぞれの一定の需要があると伺っております。しかし、今後、特急はるかへの延伸によって山科駅前の人流と需要は現状よりも更に増加する見込みです。この機会を捉え、現状維持にとどまるのではなく、アスニー山科や周辺の民間企業とも連携を図り、より回遊性の高い一体的な再開発を進めるべきであると考えます。増加する人流と高まる需要に応えられるよう、この点を意識した計画策定をお願いいたします。

四つ目は、今回の予算の性質についてです。あくまで当該予算は調査・構想に要する予算であり、子供の遊び場と図書館の併設が確定したわけではないことを念頭に、コストの高騰やレイアウトなどで計画に無理が生じた場合は再度、その利活用方法について立ち止まり、議論の場に付すことを要望させていただきます。

以上、今述べた四つの懸念点を重々考慮に入れることに加え、まだ計画段階である東部クリーンセンター

跡地の大規模図書館建設構想に当たり、市民が集う場所として元ラクト・健康文化館と機能かぶりが起きないよう、関係局の間で柔軟な打合せを尽くすことも併せて求めておきます。

最後に、今回の補正予算では、物価高、物価高騰に対する施策の計上がございませんでした。東京都における水道料金の夏季期間の無償化をはじめ、経済的支援に予算を計上する他都市もごございます。今後、市民や事業者の状況、ニーズを確認しながら、適切な支援を御検討いただくことを要望いたします。

以上で賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）次に、小島信太郎議員に発言を許します。小島議員。

〔小島信太郎議員登壇（拍手）〕

小島信太郎議員 我々、改新京都市令和7年度一般会計補正予算に賛成の態度を示しておりますので、その理由と、執行に当たり御留意いただきたい点について討論いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種に係る4億5,600万円の補正予算について、依然として新型コロナウイルス感染症による死者数は、同じく感染症法上5類に当たるインフルエンザと比較にならないほど多く、特に高齢者の死亡率が高いことに鑑みると、何らかの接種率向上の取組は必要であると考えます。

他方で、今回の自己負担軽減においては、必要となる予算額の見積りや対象者についての考え方が不明確である点を指摘いたします。他都市の対応もまちまちであることから、接種率向上に向けての負担軽減が重要なのか、広報が重要なのか、対象をどのように限定すべきか、他都市の状況を比較したうえで、来年度以降、検討を深めることを求めます。

次に、元ラクト健康・文化館の有効活用に係る整備構想の策定に係る3,300万円について、地元山科区の中心地に新たなスポットが構想されていること、何より、長年閉鎖されてきた施設の活用方針が示されたことは高く評価いたします。特に京都市東部エリアに屋内型の子供の遊び場の設置を望む声は多く、大いに期待を寄せるところです。

ただ、当該施設においては、初期投資はもとより、管理組合費や空調費等のランニングコスト、加えて建設から四半世紀が経過する中で、施設全体の老朽化対策等、今後多額の費用が想定されます。

現在、方針として示されている図書館については料金を取るべきものではありませんし、子供の遊び場についても、できれば無料、少なくとも低廉な料金で運営されることが、多くの方に喜ばれる施設として必須の条件となります。今後、持続的に施設を運営していくうえでも、本市財政に鑑みても、想定される費用に対して採算性を度外視することはできません。また、採算性を度外視することで、委託や指定管理等を検討する際に民間事業者選定が困難を極めることも予想されます。民間の知恵や活力にも限界があります。この間、元ラクト健康・文化館の民間活用が難航した経過、南岩本公園の再整備の経過を見てもそのことは明らかです。

また、確かに、山科図書館に課題や利用者の御不満の声があることは確かですが、差し迫った移設の必要性がないことも事実です。丁度いい機会だからという理由で、はなから移設有りきで構想することには疑問があります。あらゆる世代のニーズに応えるのであれば、むしろ既存の山科図書館やアスニー山科等、施設の活用も含めて幅広く構想するべきです。

松井市長の本市の施設・資産の活用方針は評価いたします。しかしながら、施設を所有・運営することによる財政負担をおざなりにすることで、市の資産ではなく負の遺産になりかねないことを懸念しております。3,300万円もの予算を掛けて整備構想を進めるのであれば、規定路線の枠組みにとらわれず、民間活力を十分にいかして、採算性と利用しやすさを両立した、若い世代に選ばれるまちに求められる施設となるよう、柔軟に検討することを求めます。

以上、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今議決いたしました議案に対する付帯決議についてお諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり、1個の付帯決議を付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決めます。

~~~~~  
議長（下村あきら）日程第3、議第71号、議第78号及び議第81号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、大津裕太議員。

〔大津総務消防委員長登壇（拍手）〕

総務消防委員長（大津裕太）本委員会に付託されました議第71号京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、5月27日の本会議において付託を受け、30日に、議第71号については行財政局に対し、議第81号については会計室に対し、議第78号については消防局に対しそれぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第71号市税条例の一部改正については、理事者から、令和7年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る19歳以上23歳未満の親族等に関する特別控除の創設や、法人市民税のマンション除却組合等に対する均等割課税免除に係る規定整備のほか、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の見直しなど必要な措置を講じようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、年収の壁の見直しについて、京都市会が意見書で示した四つの項目に関する国の検討状況、年収の壁の見直しによる税収への影響及び国における更なる見直しの今後の見通しと国への要望についての考え方、法人市民税及び市たばこ税の条例改正に伴う税収への影響、複雑化する税制度に対する本市の認識及び制度改正に係る理解促進に向けた市民への周知方法、税制改正に伴う事務負担への影響、物価高騰対策として国に消費税減税を求める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第78号動産の取得については、理事者から、本市が運用する消防ヘリコプターあたごに装備するヘリコプターエンジン2基を買い入れようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第81号金融機関の指定については、理事者から、令和8年3月31日をもって指定金融機関として期間が満了する株式会社三菱UFJ銀行を改めて指定し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、その事務を取り扱わせようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、指定金融機関業務を担う意向が三菱UFJ銀行以外から示されなかった理由、公募を行わなかったことが業務条件へ及ぼす影響及び指定金融機関業務に係る銀行の費用負担額、指定金融機関と地方公共団体の経費負担の適正化に係る総務省通知に対する本市の受止め、地元金融機関を支援する観点から、指定金融機関の業務条件を検討する必要性、指定金融機関業務を持続可能なものにするための必要な措置を求めるとの選定委員会からの意見に対する検討状況、指定金融機関の市政や地域への貢献を市民や職員へ広く周知する必要性などについて質疑や御意見がございました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団は、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら）これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら）日程第4、議第74号京都市北部クリーンセンター改修工事（プラント設備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、河合ようこ議員。

〔河合環境福祉委員長登壇（拍手）〕

環境福祉委員長（河合ようこ） 本委員会に付託されました議第74号京都市北部クリーンセンター改修工事（プラント設備工事）請負契約の締結について、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、5月27日の本会議において付託を受け、30日に環境政策局に対し質疑を行った次第であります。

本議案については、理事者から、北部クリーンセンターは令和8年に稼働後20年目となり、プラント設備が国の手引などで定められた耐用年限を迎えることから、焼却炉等の基幹的な設備を大規模改修し、少なくとも15年間は安定的に稼働するように延命化を図るため、その改修工事について請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、改修工事に係る請負金額125億円の妥当性及び新たにクリーンセンターを整備する場合の費用との比較検討の状況、公契約基本条例に基づき市内企業への受注機会を確保する必要性、改修工事に係る地元住民への周知方法及び説明会や報告会の開催予定、改修後施設における使用電力及びCO₂の削減見込み、工事期間中における南部及び東北部クリーンセンターの2工場体制での十分なごみ処理能力の確保の見込み、更なるごみ減量に取り組む中でクリーンセンターの改修工事を必要最低限にすることを検討する必要性、他都市のごみの受入れや災害時対応も考慮し本市のクリーンセンター全体の処理余力を考える必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団の委員は、原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第5、議第79号及び議第80号訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、加藤昌洋議員。

〔加藤文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（加藤昌洋）** 本委員会に付託されました議第79号訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について、ほか1件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、5月27日の本会議において付託を受け、30日に、子ども若者はぐくみ局に対し質疑を行った次第であります。

議第79号及び議第80号訴えの提起、以上2件については、理事者から、相手方に対して、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付金の償還金の支払を請求したが、償還に応じようとならないため、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。

これらに対し、借受人及び相手方の分割による毎月の返還金額及び返還に応じなくなった時期並びに本市からの支払に係る働き掛けの状況などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表

いただきましたところ、次のとおりでありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、改新京都の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第6、議第72号、議第73号及び議第75号ないし議第77号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件、以上5件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、西山信昌議員。

〔西山まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（西山信昌） 本委員会に付託されました議第72号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、5月27日の本会議において付託を受け、6月2日に、議第72号、73号及び75号の3件については、都市計画局に対し、議第76号及び77号の2件については、建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第72号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、理事者から、本市の景観政策の推進に関する事項について調査・審議するため、市長の附属機関として、京都市景観政策検討委員会を新たに設置しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、市民が居住する地域においては住環境に変化を及ぼす高さ規制の緩和はやめるべきとの指摘、地域住民及び市民公募委員の意見を反映する仕組みを作る必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第73号地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、理事者から、京都市都市計画審議会の議を経て変更した大原戸寺町地区及び向島国道1号周辺地区の各地区計画のうち、建築基準法に基づく建築確認及び検査等の対象とするものを条例に規定することで地区計画をより実効性のあるものとしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、大原戸寺町地区地区計画に関して、今回拡大しようとする区域において想定される建築物の内容、向島国道1号周辺地区地区計画の変更が及ぼす農地等の周辺環境への影響などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第75号指定管理者の指定については、理事者から、南岩本公園の指定管理者として、PARC合同会社を指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、Park-PFIを活用した事業者の選定の経緯及び指定管理者制度を導入する理由、先行して締結したPark-PFI事業に係る基本協定の条文中に指定管理に係る協定書案の記載と整合しない部分があるとの指摘、民間事業者の参入により公園敷地内の子供の遊び空間が減少することへの懸念、地域住民と対話し、真に喜ばれる公園施設にしていく必要性、事業者と地域住民との間で公園に求めるニーズにかい離が生じないような運営形態を採ることの必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第76号市道路線の認定及び議第77号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、都市計画法による開発行為に伴い建設された合計2路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ、隣接土地所有者から廃止の申請があった1路線の一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

これらに対し、開発行為で設けられた転回広場が道路法上の道路に該当するか否かの確認、本市が直接補修できるよう必要な期間は転回広場も含めて市道路線に認定することを検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第75号指定管理者の指定については、6月5日に理事者から、Park-PFI事業に係る基本協

定の条文中に指定管理に係る協定書案の記載と整合しない記述があり、議案の審議に支障を来したことについての謝罪と、P a r k－P F I 事業に係る基本協定を改正し、指定管理に係る部分を削除する予定であるとの説明がありました。

これに対し、行政として公正公平に業務を執行し市民と相互信頼を築く必要性、P a r k－P F I 事業に係る基本協定が改正されれば議案の前提が変更されるため再度提案すべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。

すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。そのうえで、維新・京都・国民議員団は、議第75号に1個の警告を付す。共産党議員団は、議第72号、73号及び75号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第72号、73号及び75号については多数をもって、残余の議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、議案に対する警告の調整を行いました結果、議第75号に1個の警告を付すことに決定した次第であります。

以下、議案に対する警告を申し上げます。

議第75号に対する警告

「議第75号 指定管理者の指定について（京都市南岩本公園）」の審議の過程で、京都市が先行して本件指定管理候補者と締結したP a r k－P F I 事業に係る「南岩本公園再整備事業基本協定」内の条文中に、指定管理に係る協定書案の記載と整合しない部分があることが判明した。

議案審査に関連する手続において不備があったということであり、議会における適切な審議の支障となりかねず誠に遺憾である。

このため、速やかに事業者と調整のうえ、協定内容の整合を図るとともに、その内容の市会への報告を求める。

また、今後二度とこのようなことが生じることのないよう反省を求め、強く警告する。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。やまね智史議員。

〔やまね智史議員登壇（拍手）〕

やまね智史議員 日本共産党京都市会議員団は、議第75号京都市南岩本公園の指定管理者の指定について反対の立場を表明しておりますので、以下、その理由を述べ討論します。

そもそも我が党は、市民の財産、公共空間である都市公園を営利企業のもうけのために使うP a r k－P F I や、京都市自身の責任を後退させる指定管理者制度の導入そのものに反対をしてきました。加えて、今回の議案には、その提案過程でも重大な問題があることが審議を通じて明らかとなりました。

今回、指定管理者として提案されているのは、既に同公園でのP a r k－P F I 事業に関わっている事業者であり、今回、指定管理の対象となっているのは、P a r k－P F I 事業で運営されている特定公園施設等以外の部分です。ところが、令和6年、2024年10月に京都市とP a r k－P F I の事業者との間で締結された南岩本公園再整備事業基本協定の第3条では、その事業区域、事業内容として、特定公園施設だけでなく「及び本市が整備を行う施設の管理運営業務」とあり、既に今回の議決対象部分も含む記述となっていました。同条項の中では更に、P a r k－P F I の事業者が、指定管理業務を行うことを想定するとしうえで、本協定で定める内容は、本市が整備を行う施設の管理運営業務の指定管理者として指定された場合におけるものとするとしていました。また、第35条では「本指定管理者の募集に応募するものとする」という記述もあり、議決事項であるはずの指定管理者の指定まで前提とするような内容となっていることは、議会を軽視するものと言わなければなりません。

京都市当局からは、議案審議が終了した後、結了委員会の場で、協定等の文面が整合性の取れない内容となっていたこと、まちづくり委員会での審議の際にきちんと説明ができなかったこと、議案の審議に支障が

生じたことなどの説明に加え、突然、委員会資料として協定の訂正内容が示されました。京都市には、こうした協定の不備をそのままにした状態で議案を提出したことへの責任が厳しく問われます。

以上の点から、今回の議案は、そもそも議案審議の前提を大きく欠いたものであり、本来であれば市当局自らが撤回されるべきものとするため反対します。

以上で討論といたします。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、宇佐美賢一議員に発言を許します。宇佐美議員。

〔宇佐美賢一議員登壇（拍手）〕

宇佐美賢一議員 議第75号について、維新・京都・国民市議団は賛成の態度を表明しておりますが、一方で、今回の議案の審議の過程において本市対応に重大な問題があったことから、警告をすべきと提案させていただきました。

本議案は、Park-PFIを活用し整備を実施する南岩本公園の完成後の指定管理業務について、Park-PFIの事業者と同じ事業者を選定するものであります。その審議の過程で、既に締結済みのPark-PFIの協定書での公園管理の範囲と、今回審議している指定管理の協定書における公園管理の範囲に不明瞭な点があること、また内容にそごがあることが判明しました。しかし、これに対して本市の態度は、Park-PFIの協定書の記載が実際の事業者と本市の認識と異なっているものであって、実態としては両者の認識にそごはなく問題ないので、指定管理の議案の審議を進めてもらいたいといったものであります。この本市姿勢は重大な問題であります。地方自治法で公務員には法令遵守義務が課せられています。法令で決まったことに従って事務を遂行することがなければ、市民の信頼を得ることはできず、契約についても同様であります。間違いや事情変更があること自体を認めないものではありませんが、契約が実態と異なっているのであれば、まずは実態に合わせて変更をすることが本来必要です。

契約はこうだが、実際の合意はこうだと事務を遂行しようとする姿勢は、行政としてあってはなりません。市民にとって本当の権利が分からず、義務が正しく課せられているか疑問が生じるようなことがあっては市政が混乱するからです。ほかにも都市計画局の事務では、例えば市営住宅管理について、入居のしおりに書いてあるルールに合っていない状況を見て、市民から苦情や疑問の声を頂くこともあります。

今回の議案については賛成しますが、決まったことを正しく遂行する、変更すべきものは議論を尽くしつつルールを変えて遂行する、本市がその姿勢を堅持することを市長に改めて強く求めます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第72号、議第73号及び議第75号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案2件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今議決いたしました議案に対する警告についてお諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり議第75号に1個の警告を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって、委員長報告のとおり決します。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第7、議第85号京都市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第8ないし日程第10、諮第1号人権擁護委員の推薦について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本件は、説明及び委員会付託を省略のうえ、諮問のとおり可と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のとおり可と認めることに決しました。

議長（下村あきら）日程第11、これより京都府後期高齢者医療広域連合の議会の議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選の方法によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって、議長において山本恵一議員及び河村諒議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長から指名いたしました山本恵一議員及び河村諒議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって、山本恵一議員及び河村諒議員が京都府後期高齢者医療広域連合の議会の議員に当選されました。

議長（下村あきら）日程第12、これより市会運営委員の補欠選任を行います。

市会運営委員の補欠選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から、河村諒議員を指名いたします。

議長（下村あきら）日程第13、市会議第2号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第14及び日程第15、市会議第3号国民健康保険制度に係る財政支援の拡充等を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。河合ようこ議員。

〔河合ようこ議員登壇（拍手）〕

河合ようこ議員 日本共産党市会議員団は、自民党議員団、維新・京都・国民議員団、公明党議員団、民主・市民フォーラム議員団、改新京都、無所属議員3名の共同提案である国民健康保険制度に係る財政支援の拡充等を求める意見書案に反対し、日本共産党議員団提案の国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書案に賛成していますので、私は議員団を代表し、討論いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹を担う重要な医療保険制度ですが、被保険者に高齢者が多く、中・低所得者の加入割合も高いなど構造的な問題があり、財政基盤が極めてぜい弱です。昨今の物価高騰と相まって、被保険者の負担は更に増大しており、加入者に過酷な負担となっている保険料を引き下げのための財政支援が必要です。

ところが、国は保険料水準統一加速化プランを策定し、2029年度までの保険料水準統一化で、より高い保

険料を強いる方向へ誘導しようとしています。本市は、物価高騰で市民生活が厳しさを増し、医療の受診控えも起こっている中で、ただでさえ高い国民健康保険料を今年度、10パーセント以上も引き上げました。さらに、これから5年間毎年値上げを計画しています。全国に先駆けて保険料完全統一を実施した大阪府では、保険料が大幅に引き上げられ、全国の他都市と比べても際立つ高額となっています。

自民党などの意見書案では、医療保険制度の一本化も含めた医療保険制度の抜本的改革に向けた議論を進めるよう要望するとされています。医療保険制度の一本化では、国民健康保険の構造的な問題の解決、保険加入者に過酷な負担となっている保険料引下げにはつながりません。よって、反対します。

我が党提案の意見書案は、国民健康保険財政への国庫負担の増額、この1点を求めています。全国知事会や市長会・町村会から更なる公費の投入が必要だと国への要望が続けられているように、今、国が行うべきは、大幅に引き下げられている国庫負担を早急に思い切って増額し、自治体国保財政を支援することで被保険者の重い保険料負担を軽減することではありませんか。市民の命と健康を守るために、この1点で一致して、京都市会として意見書を上げることが今求められています。

以上、同僚議員の賛同を求め、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第4号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第3号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第16及び日程第17、**市会議第5号米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題**といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。北山ただお議員。

〔北山ただお議員登壇（拍手）〕

**北山ただお議員** 日本共産党市会議員団は、ただいま上程されました米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書案と、我が党提出の米国「トランプ関税」撤回と中小企業等支援策拡充を求める意見書案に賛成をしておりますので、会派を代表いたしまして賛成討論を行うものであります。

トランプ米大統領の相互関税の発動は、世界経済に深刻な混乱と危機に追い込んでいます。日本でも、経営立て直しを検討していた大手自動車会社は、トランプ関税が国内自動車産業に影響を与える下で、国内外2万人の人員削減や七つの工場閉鎖の計画を発表し、雇用と下請企業に大変な不安をもたらしております。二つの意見書にも示されておりますように、京都商工会議所が実施した京都企業への緊急影響調査では、マイナスの影響を受けると回答した企業が約6割を超えるとされ、景気後退や雇用の不安が増しております。京都は99.7パーセントが中小企業のまちであり、輸出産業も多くあり、全国にも増して地域経済や下請企業、市民生活に重大な影響があることは明らかであります。

現在、日米の政府間交渉を行っていますが、石破首相は日米合意へ最優先かつ全力で交渉をと言っておりますけれども、真剣に対等な立場で米政権に対してトランプ関税撤回を強く求めることが必要であります。そして、国際社会と連携をして、経済主権、食料主権を尊重する新たな貿易ルール構築を進めるべきであります。さらに、トランプ関税の中小零細企業などへの影響調査を各省庁や経済団体、関係団体などと協力して行うことや、特別相談窓口をきめ細かく設置して、体制を整え対応することが必要であります。ゼロゼロ融資の再開、セーフティネット保証など、経営が悪化する中小企業融資の抜本拡大、雇用を守る緊急給付金の支給などを行うことが求められるところであります。

最後に重要なことは、大企業が雇用や下請企業の経営を守り、社会的責任を果たすことを政府がしっかり

指導することあります。

以上をもちまして、両意見書への賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第6号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第5号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第18及び日程第19、**市会議第7号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題**といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。くらた共子議員。

〔くらた共子議員登壇（拍手）〕

くらた共子議員 日本共産党議員団は、コメの価格高騰対策と安定供給に向けた農政改革を求める意見書を、維新・京都・国民と民主・市民フォーラム、改新京都、無所属議員2名と共同提案し、自民党と維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラム、無所属議員2名共同の米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書案に賛成の態度を表明しています。私は、議員団を代表し討論を行います。

米不足と価格高騰で国民生活が脅かされる事態を引き起こした原因は、自民・公明政権の誤った農政にあります。米の消費が毎年減ることを前提に、農家に減反・減産を押し付けてきた結果、2024年6月までの1年間の米需要量に対して供給量が44万トン不足する結果を招き、また、所得補償については10アール当たり1万5,000円の制度を2018年に全廃したことで、全国の米農家の年間約1,500億円の所得を消失させてきました。こうしたことが米農家の減少に拍車を掛けたことは言うまでもありません。

国民の主食である米の需給と価格の安定を図るには、これまでの米の減産政策を改め増産へ切り替える抜本転換が不可欠であります。そのために、家族農業を支援する具体的施策として、価格保障、所得補償、直接支払を実現することにより、米の需給と価格安定に国が責任を果たすことが求められます。

同時に、米の輸入拡大は生産基盤を一層弱体化させるものであり、ミニマムアクセス米の輸入は廃止、削減すべきです。また、臨時的対策として放出した備蓄米の円滑な流通を図る課題については、消費者が店頭で適正価格の米を安心して購入できるところまで国が責任を持つことが必要であることを申し述べ、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第8号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第7号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第20、**市会議第9号事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書の提出について**を議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第21及び日程第22、市会議第10号観光課題及び観光客受入環境整備に係る意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、省略いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第11号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第10号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第23及び日程第24、市会議第12号消費税減税の議論の加速と地方財政への影響回避を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。平井良人議員。

〔平井良人議員登壇（拍手）〕

平井良人議員 日本共産党市会議員団は、維新・京都・国民市議団と改新京都、無所属2名が提案している消費税減税の議論の加速と地方財政への影響回避を求める意見書案に反対し、我が党提案の消費税を緊急に一律5%に引き下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書案に賛成の態度を表明しておりますので、その理由を述べ、討論します。

今、年金、給与など国民全体の所得が上がっていない中、物価高騰の進行は市民生活にとって大きな障害となります。低所得の方々ほど重い負担となっています。そうした中、消費税一律5パーセントの減税を行えば、物価高から暮らしと営業を守る最も効果的な対策となります。物価高の影響は食料品だけでなく、日用品や衣料費、交通費、文教費、水光熱費まで生活必需品のあらゆる品目に及んでいますから、全ての商品、サービスが対象となる5パーセントへの減税は、幅広く家計負担の軽減になります。平均的な勤労者世帯で年間12万円の減税になり、食料品のみゼロにした場合は年間6万円程度の減税額なので、2倍の減税効果があります。

消費税一律5パーセントへ減税する財源は15兆円です。国債に頼る議論がありますが、インフレと金利上昇による負担が暮らしや営業を圧迫することは意見書で述べたとおりです。財源捻出は、自公政権が進めてきた大企業減税の年間11兆円と所得が1億円を超えると逆に税負担率が減っていく富裕層・大株主優遇の税制を見直すことで賄えます。

消費税減税の議論の加速と地方財政への影響回避を求める意見書については、減税の加速とありますが、いち早く消費税を減税することが切望されている状況と捉えれば、極めて不十分であります。また、消費税財源が減ると、住民サービスに影響を与えるとしています。しかしながら、消費税は所得税や法人税と同じ一般財源であり、全て歳出予算に充てられている税金となっています。消費税法に幾ら記述されていても、実質は社会保障に回っていないのです。よって反対します。

市民生活を守る最前線に立つ議員の皆さんの賛同を求めて討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第13号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第12号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第25、市会議第14号日本学術会議の法人化法案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

とがし豊議員 日本共産党京都市議員団は、日本学術会議の法人化法案に反対する意見書を提案しておりますので、議員団を代表し賛成討論を行います。

現在、参議院で審議されている法案は、現行の日本学術会議法を廃止し、法人化のための新しい法律を制定するというものです。

そもその発端は、2020年の菅首相による学術会議会員候補6人の任命拒否にあります。学術会議会員の首相任命が形式的なものであることは、歴代政権によって確定した法解釈でありましたが、それを一方的に覆しての暴挙でした。その任命拒否を学術会議の在り方の問題にすり替え、日本学術会議の度重なる懸念の表明を無視して、法人化有りきで強引に立法化を進めていることは重大です。

法案では、現行法の「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」という設立の原点を削除するものとなっています。このことは、戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術が戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省の上に、学問の自由を保障する憲法に立脚し、科学者の総意の下、平和的貢献を使命とした戦後の出発点を消し去るものであり、許されません。法案で示された新組織は、特殊法人として主務大臣である首相の監督下に置かれ、目的を達成する仕組みとして、1、首相任命の監事を置き学術会議の業務を監査する、2、内閣府に置く評価委員会が学術会議の活動に意見を述べる、3、外部者で作る会員選定助言委員会の意見を聞いて会員候補を選定するとしています。これは、日本学術会議を幾重にも政府の管理下に置くもので、科学者の代表機関として独立して職務を行うという現行制度の根幹を大きく損なうものです。しかも、この間の国会審議において、内閣府特命担当大臣は、特定の主張を繰り返す会員は解任できる旨の答弁をしており、政府の意に沿わない会員は、学識にかかわらず党派的と決め付け、排除することを可能とするものです。正に学問の自由、思想信条の自由へのあからさまな侵害であり、断じて認めることはできません。さらに、特殊法人化によって、現行の国庫負担はなくなります。国からの補助金は行政改革による効率化の対象となり、財政基盤の多様化の名で、学術会議自らが国や産業界などから資金を集めなければならなくなります。その結果、学術会議の発する助言が政府の意向や産業界の利益におもねるものにならざるを得ず、科学者の代表機関としての役割が失われることになるのではないのでしょうか。

歴代会長6氏は声明を発表し、国内外において日本学術会議のアカデミーとしての地位の失墜及び日本政府の見識への失望を招くと厳しく批判し、法案の撤回を求めています。日本学術会議も懸念を表明し、修正案も議決しています。同法案の修正、廃案を求める声明を発表した学会は、法案が閣議決定された3月7日以降、5月31日までに105に上ります。日本学術会議法案を撤回し、ナショナルアカデミーとしての日本学術会議の政府からの独立性と自主性を尊重すべきであります。

1933年、政府は、京都帝国大学の刑法学者・滝川幸辰教授が自由主義思想であるからと著作を発禁処分にし、大学自治の原則を踏みにじり、大学から追放する滝川事件を起こしました。政府は、その2年後、当時の憲法学上有力とされた天皇機関説が天皇絶対の国体に反するとして、その学説の代表者である美濃部達吉貴族院議員・東京帝国大学名誉教授を弾圧しました。美濃部達吉氏は学ひと攻撃され、政府はその著作を発禁処分にし、公職から追放しました。このような権力の暴走、愚行が積み重ねられる中で、日本社会は理性

の目を失い、破滅的な戦争への道に突き進みました。そのような誤りを繰り返させないためにも、学問のまち・京都においてこそ、学問の自由を高く掲げ、法案の撤回、日本学術会議の独立性を守れの声を上げなければなりません。

同僚・先輩議員の意見書への賛同を呼び掛けて、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 日程第26、市会議第15号医療危機を更に深刻にする病床削減方針の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。えもとかよこ議員。

〔えもとかよこ議員登壇（拍手）〕

**えもとかよこ議員** 日本共産党議員団は、医療危機を更に深刻にする病床削減方針の撤回を求める意見書案に賛成する態度を表明しておりますので、議員団を代表して討論します。

今、医療機関はコロナ禍からの回復がされないまま、2024年の診療報酬の引下げと物価高騰による影響で、多くの医療機関の経営が悪化しています。倒産、休廃業が過去最多を記録する中、病床を削減する病院には1床当たり410万円の給付金を出すという異常な病床数適正化支援事業への申請が殺到し、5万4,000床に上る事態になっています。そのうち、京都府内では2,047床の削減の希望が出ています。自公政権が2024年度の補正予算に盛り込んだもので、1床当たり200万円だった給付金を倍に引き上げました。厚労省は第1弾として、7,000床削減の分の配分を決め、第2弾も実施するとしています。経常利益が赤字の医療機関の割合も61.2パーセントに増大していると報告されています。全国6病院団体は、このままでは、ある日突然病院がなくなると訴えておられます。これは、政府による休廃業の加速、病院潰しにつながるのではないのでしょうか。

さらに、自民、公明、維新の会の3党は、国民医療費総額を最低年4兆円削減する方針を念頭に、全国の医療機関の病床数を最大11万床減らすことを合意しました。病床数は約114万床で、そのほぼ1割の削減となります。3党は、国民医療費の総額を最低4兆円削減することで、一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとのことですが、医療サービスを後退させて保険料を引き下げると言っているにすぎません。11万床もの大規模な削減が進めば地域の救急医療が機能しなくなり、医療崩壊が急激に進みかねません。

コロナ禍では、病床と看護師不足が深刻な事態を招きました。感染症病床がたちまち不足し、早々に一般病床で患者を受け入れざるを得ず、コロナ受入体制はひっ迫しました。り患しても医療にアクセスさせてもらえず、在宅・施設で多くの人たちが命を落としました。救える命を救えなかった痛恨の教訓を忘れてはなりません。今後も新興感染症が危惧される中、パンデミックを視野に入れた医療体制整備が必要です。国民の命を守るために、病床削減ではなく、地域医療を守り支えるべきです。

よって、同僚・先輩議員の意見書への賛同を呼び掛けて、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第27及び日程第28、市会議第16号沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める決議について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。山田こうじ議員。

〔山田こうじ議員登壇（拍手）〕

山田こうじ議員 日本共産党京都市会議員団は、維新・京都・国民議員団、改新京都、無所属議員2名と共同提案している沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める決議案に賛成し、自民党、公明党、無所属議員提案の京都と沖縄の絆を次世代に伝え平和社会の実現を目指す決議案に反対していますので、その理由を述べ討論します。

自民党の西田昌司参議院議員が、ひめゆりの塔の展示を巡り、歴史の書き換えや沖縄の場合には地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている、アメリカが入ってきて沖縄が解放された、そういう文脈で書いているじゃないかと発言し、批判が広がっています。

西田氏は、ひめゆりの塔に言及したことを、TPO、時、場所、場面をわきまえるべきだったと弁明しましたが、事実をゆがめる発言や、沖縄の歴史教育や平和教育を非難した根幹部分は謝罪も撤回もしていません。その後も雑誌で、これでは亡くなった方々が救われない、歴史を書き換えられるとこうしたことになってしまうと繰り返し発言しています。西田氏の発言は、沖縄戦の実相をゆがめ、戦没者や戦争体験者を冒とくし、沖縄県民の尊厳を踏みにじるものであり、歴史を修正しようとするものであります。沖縄県議会では、超党派で、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ否定する発言に対する抗議決議が採択されています。

太平洋戦争末期の沖縄戦は本土決戦の時間稼ぎの捨て石とされ、持久戦を強いられたため、住民を巻き込み、軍人も武器を持たない住民も混在したまま、日本国内で唯一の地上戦となりました。沖縄県民の4人に一人を含む20万人が犠牲となりました。ひめゆり学徒隊は、沖縄師範学校女子部と県立第一高等女学校の教員・生徒たち240人が召集され、陸軍病院で負傷兵の看護に当たり、合わせて136人が命を落としました。沖縄戦では、防衛召集として14歳から16歳の学徒も動員された鉄血勤皇隊は正規部隊に併合され、実際に戦闘に参加し、多くの戦死者を出しました。沖縄戦による日本の死者・行方不明者はアメリカとその連合軍の約9倍となり、日本の歴史の中でも類を見ない悲惨な戦いとなりました。

沖縄戦の激戦地となった嘉数の高台には、沖縄戦で命を落とした2,530余の京都出身将兵の死を悼み、沖縄と京都を結ぶきずなとして、蜷川虎三元京都府知事とその碑文を書き、建立した京都の塔があります。これは、当時の野中広務京都府町村会会長が協力を惜しまなかったという歴史が語り継がれています。京都選出の政治家として、西田氏はこのような歴史こそ謙虚に学ぶべきです。

自民党、公明党、無所属議員案は、京都と沖縄の絆を次世代に伝え平和社会の実現を目指す決議は、今問われている西田氏発言に全く触れていません。西田氏の発言を容認しながら、沖縄の人々の筆舌に尽くしがたい艱難辛苦に寄り添うことができるのでしょうか。

今求められているのは、京都市会として、戦没者や戦争体験者を冒とくし、沖縄県民の尊厳を踏みにじる西田昌司参議院議員の発言に対し、満身の怒りをもって抗議すること、また、ひめゆり学徒や沖縄戦体験者の証言をゆがめ、否定する発言について、謝罪し、撤回するように求めることであります。

以上、自民党、公明党、無所属議員提案の京都と沖縄の絆を次世代に伝え平和社会の実現を目指す決議案に反対し、沖縄戦の歴史に真摯に向き合うことを求める決議案への賛同を求め討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第17号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第16号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら） 日程第29及び日程第30、市会議第18号北陸新幹線の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

市会議第18号の案の説明を求めます。宇佐美賢一議員。

〔宇佐美賢一議員登壇（拍手）〕

宇佐美賢一議員 この北陸新幹線のトンネルは京都の未来に禍根を残す、そういった旨の声が多数市民の方から寄せられています。

維新・京都・国民市議団の宇佐美賢一です。提案議員を代表し、本決議案の提案説明をいたします。

北陸新幹線の敦賀から大阪への延伸に関して、いわゆる小浜ルートとして敦賀から小浜を経由し、京都市内の大深度地下にトンネルを建設する計画が進めようとしています。与党PTなるものが進めているこの計画は、様々な問題点があると、市民はもちろん様々な団体や専門家から声が上がっています。

まず、地下水への影響です。京都市の地下深くには豊かな地下水があり、市民の暮らしと文化を支えています。水はとても長い年月を掛けて地下へ浸透します。山間部のトンネルにあるように、単に水脈が切断し水枯れが起こるというだけでなく、地下40メートルを超える大深度での工事の影響から、地下水の水質が何十年も先に変わってしまったら、取り返しがつかず問題です。

また、専門家も指摘されているように、自然由来のヒ素を含む地層があり、そのヒ素を含む可能性のある大量の残土をどのように処理するのか、それを埋める場所はどうするのか、これも重大な問題です。

さらに、30年を超えるのではないかとされている工事期間中の渋滞の問題。一体京都がどのような費用負担をしなければならないのかも分かっていません。住民へ情報が開示されていないことも問題です。歴史的・文化的建造物への影響がどうなるのか、そして根本的なB/C、つまり採算性も大きな問題があると考えます。この状況で現在の計画をこのまま進めることは、京都市の未来に向けて重大な問題を招くと考えます。

同僚議員の皆さん、この北陸新幹線について、それぞれのグループの考えの違いやそれぞれの立場など、悩ましい難しい部分があるとは思いますが、しかし、市民の負託を受けた京都市議員として、違いや立場を乗り越え、京都市民のために、更には未来の京都市民のために決意し、行動しなければならないときがある、それが正に今であります。本日ここに、北陸新幹線の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議を提案いたします。同僚議員の皆さんの幅広い御賛同をお願い申し上げます。我々の行動で未来を作りましょう。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） お諮りいたします。市会議第19号の説明及びこれら2件の委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。加藤あい議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

加藤あい議員 日本共産党市会議員団は、北陸新幹線の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議を、維新・京都・国民、改新京都、井崎議員と共同で提案、同決議に賛成し、自民党議員団、公明党議員団及び無所属議員提案の北陸新幹線延伸計画に係る国等の適切な対応を求める決議に反対をしておりますので、日本共産党市会議員団を代表して、その理由を述べ、討論を行います。

まず、自民党、公明党及び無所属議員から提案されている決議について述べます。決議では、北陸新幹線について、国策としての意義は認めるとして、早期の事業推進が掲げられています。しかし、5兆円も掛けて30年後の新幹線を延伸するのではなく、最も低コストで現実的なサンダーバードの復活と延伸、暮らしに予算を重点配分する国策こそ求められています。50年も前の計画にしがみつくなければなりません。丁寧な説明や適切な対応を求めつつ、現行計画、すなわち小浜ルートの延伸の推進をうたう決議には賛成できません。また、米原ルートについても1兆円ものコストが掛かることから、進めるべきではありません。

次に、北陸新幹線の京都市内大深度トンネルルートへの反対決議についてです。今市会で市長は、地下水への影響、建設残土への対応、工事車両による交通渋滞、自治体の税負担との、これまでから述べてきた四つの懸念に文化・歴史的建造物等への影響を加え、五つの懸念を表明しました。この間、事業を進める鉄

道・運輸機構や国交省によって、自民党京都府連への説明会、自治体向け説明会が開催されてきましたが、こうした懸念を解消する説明は何ら行われておりません。また、住民への説明をするとの表明があったにもかかわらず、その表明以来、開催は2か月も棚ざらしにされており、肝腎要の主権者市民に詳細情報が非開示となっていることは重大です。

また、党議員団は、国土交通省が、地下鉄東西線建設工事について水枯れなどの井戸補償はゼロと説明していた件について、新幹線と同じシールド工法で100件以上の井戸補償が発生していた事実を明らかにいたしました。ところが、国交省は、その事実について京都市から資料提供を受けていたにもかかわらず、京都市の協力が得られていないと国会で答弁し、事実と異なると指摘をされて、答弁を撤回し、京都市に謝罪する事態となっています。国交省は、計画に市民の理解が得られない中、延伸計画をこり押しする与党PTに従っていることから、情報を隠す、ごまかす、押し通すという、行政としてはあるまじき不誠実な姿勢に陥っているのではないのでしょうか。

決議が、現在の計画をこのまま進めることは京都の未来に向けて重大な問題を招くとの考えに立って反対を表明しているのは、至極当然のことです。歴史都市・京都を支えてこられた京都仏教会は、本計画を千年の愚行と断じて中止を求め、50万を目標に署名に取り組まれています。多くの京都を愛する市民の、京都を壊さないでほしいとの声に応える必要があります。京都市会が市民の代弁者として、決議のとおり意思表示を行うことの重要性を重ねて表明して討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第19号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第18号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 以上をもって、今5月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午前11時38分散会〕

~~~~~

議 長	下 村 あきら
署名議員	久保田 正 紀
同	片 桐 直 哉